

## 第 1 2 5 号議案

足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 足立区職員の退職手当に関する条例（昭和 5 0 年足立区条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「という。）」の次に「その他の規程」を加え、「以下同じ」を「）の数（以下「勤務日数」という）」に改め、「1 8 日」の次に「（1 箇月間の日数（足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 1 0 年足立区条例第 2 号。以下「勤務時間条例」という。）第 1 8 条第 1 項の規定その他の規程による週休日等（勤務時間条例第 4 条及び第 5 条の規定による週休日、勤務時間条例第 1 0 条及び第 1 1 条の規定による休日並びに勤務時間条例第 1 2 条第 1 項の規定により指定された代休日をいう。以下同じ。）に相当する日は、算入しない。）が 2 0 日に満たない日数の場合にあつては、1 8 日から 2 0 日と当該 2 0 日に満たない日数との差に相当する日数を減じた日数。以下「職員みなし日数」という。）」を加える。

第 3 条第 2 項中「（常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日に限る。次項において同じ。）」を削り、「1 8 日」を「職員みなし日数」に改め、同条第 3 項中「1 8 日」を「職員みなし日数」に改める。

第 1 2 条の 3 第 4 項各号列記以外の部分を次のように改める。

第 2 項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月（現実に職務に従事することを要する日（次に掲げる期間（無罪の判決が確定した場合における第 2 号に掲げる期間を除く。）以外の期間における週

休日等及び勤務時間条例第18条第1項の規定その他の規程による週休日等に相当する日以外の日をいう。)のあつた月を除く。)をいう。

第12条の3第4項第8号中「地方公務員の育児休業等に関する法律」の次に「(平成3年法律第110号)」を加え、同項第9号中「育児短時間勤務等」の次に「(地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。)」を加える。

第13条第2項中「常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日」を「勤務日数」に、「18日」を「職員みなし日数」に改める。

第16条第2項中「常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日」を「勤務日数」に、「18日」を「職員みなし日数」に改める。

第2条 足立区職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条の3第4項中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 高齢者部分休業(地方公務員法第26条の3の規定による高齢者部分休業及びその他の規程によるこれに相当する休業をいう。)の期間

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(令和4

年足立区条例第42号)の一部を次のように改める。

第12条の3第4項の改正規定を削る。

(提案理由)

会計年度任用職員等の退職手当の支給に係る要件を緩和するほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。